

高知県起業家育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条規定に基づき、高知県起業家育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助の目的)

第2条 県は、高知県産業振興計画に基づき、産学官民連携による起業・新事業展開を促進するため、県内の次世代を担う起業家の育成に必要な費用に対して、第3条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助事業者、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条第1項及び第2項の補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税を減額した金額を補助対象経費として算出し、これに補助率を乗じた金額を、補助金交付申請額として申請する。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の申請が適当であると認めた場合は、別に定める高知県起業家育成事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県起業家育成事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助金の交付の決定をし、別記第2号様式の補助金交付決定通知書により、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第6条 補助事業の着手は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行われなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなけ

ればならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。

(遂行状況の報告等)

第8条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行う。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の変更交付の申請)

第9条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、速やかに別記第3号様式による変更交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更はこの限りでない。

- (1) 補助金額を増額する場合
 - (2) 交付決定額の20パーセントを超えて減額する場合
 - (3) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合
- 2 知事は、前項の変更交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更の交付を決定し、別記第4号様式による変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第5号様式による補助事業中止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第6号様式による実績報告書を補助事業が完了した日から起算して14日を経過する日又は令和8年3月6日のいずれか早い日に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、前1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第 12 条 知事は、実績報告書の書類等の検査を行い、適正であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、別記第 8 号様式による確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる（原則として、補助金以外の財源を優先的に充当し、なお不足が生じる場合に限る。）。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式による概算払請求書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の概算払請求書を審査し、適当であると認めたときは、概算払額の決定を行い、別記第 10 号様式による概算払額決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれか又は別表第 2 のいずれかに該当するときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定に基づき交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずる。

(関係書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 18 条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 11 条第 3 項及び第 14 条から第 17 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業		補助事業者	補助対象経費※	補助率	補助 限度額
起業家育成事業	（１）学生向けアントレプレナーシップ教育 県内で起業を目指す大学生等を対象としたプログラムの企画、運営及び伴走支援	下記の全ての要件を満たす民間団体等であること。 （１）複数の起業経験者が参画していること （２）複数の県内の高等教育機関と十分な連携が図られていること （３）県内に拠点を設けていること （４）左記（１）から（４）までに掲げる全ての事業を実施することとし、そのために必要な組織、人員を有していること	左記に掲げる事業に要する経費	2 分の 1 以内	700 万円 以内
	（２）起業家向けアクセラレーションプログラム 県内の起業家等を対象に、スケールアップを後押しするプログラムの企画、運営及び伴走支援				
	（３）ミートアップイベント 都市部の学生や若者と、県にゆかりのある起業家の交流イベントの企画、運営				
	（４）ビジネスプランコンテスト 県内で起業を目指す方やスケールアップを目指す起業家を対象としたビジネスプランコンテストの企画、運営				

※ 補助対象経費のうち、次に掲げる経費は、補助対象外とする。

交際費、食糧費、公有財産購入費、投資及び出資金、寄附金、扶助費、貸付金、補償補填及び賠償金、償還金利子及び割引料、公課費、その他補助することが適当でないとし事が認める経費

別表第2（第5条、第7条、第14条関係）

- （1） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- （2） 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （3） その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4） 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （8） 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （9） その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10） その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。